別表第二号中「

システム管理識別子	放送、非放送及び放送信号形式の識別

」を「

システム管理識別子	放送、非放送及び放送信号形式の識別
階層符号化識別子	階層符号化の識別
スクランブル方式識別子	スクランブル方式の識別

」に改める。

別表第十九号中「及び高精細度テレビジョン放送」を「、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送」に改め、「第23条第１項」の次に「、第63条第１項及び第81条の２第１項」を加える。

別表第二十号中「第23条第４項」の次に「及び第81条の２第４項第１号」を加える。

別表第五十五号注5を削る。

別表第五十九号の次に次の一表を加える。

別表五十九号の二　ＭＭＴＰパケット（第58条第１項第２号関係）

ヘッダ部	ペイロード部

送出順

注１　ヘッダ部は、ＭＭＴＰパケットの種類の識別のために使用する。

２　ペイロード部は、ＭＭＴＰパケットの情報の伝送に使用する。

別表第六十号中「第58条第１項第２号」を「第58条第１項第３号」に改める。

別表第六十一号中「第58条第１項第３号」を「第58条第１項第４号」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第六十一号の二　各識別子（第58条第５項関係）

識別子	機能
記述子タグ	記述子の種類の識別
限定受信方式識別子	限定受信方式の識別
スクランブル方式識別子	スクランブル方式の識別
サービス識別子	放送番組番号の識別

別表第六十一二号注６中③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

⑴　スロットの変調方式が十六値振幅位相変調の場合、'0000'を開始値として１ずつ増加させた値を'1111'まで順に並べ、これを２回繰り返したものとする。

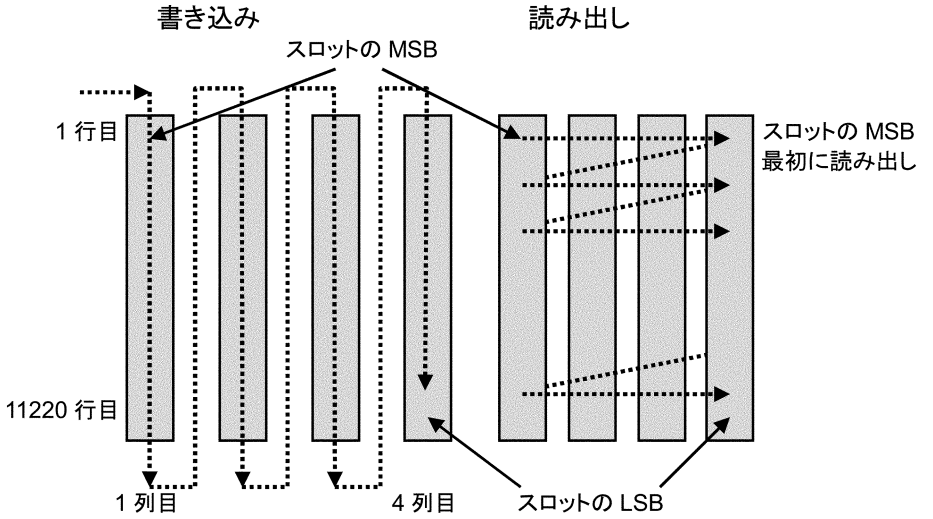
別表第六十一二号別記１を次のように改める。

別記１　インターリーブ

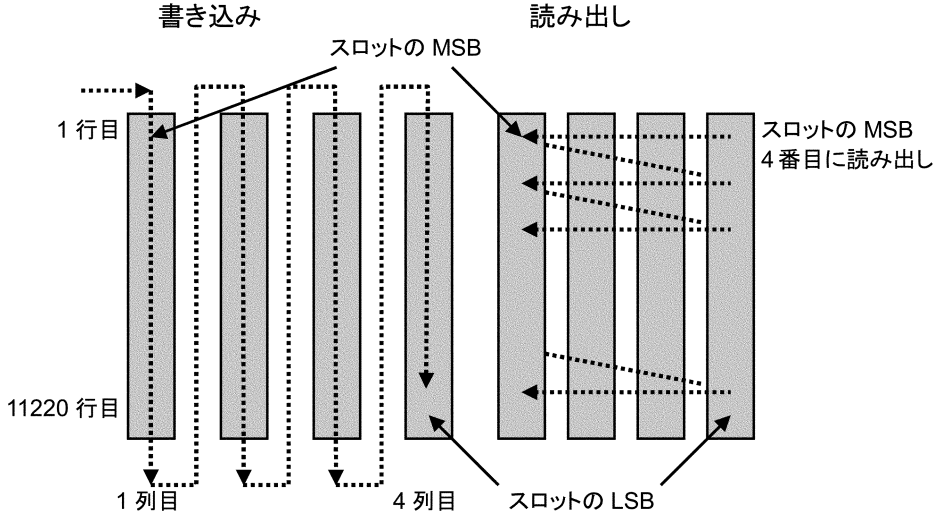
インターリーブは、十六値振幅位相変調又は八相位相変調が割り当てられたスロットに対してビット単位でブロックインターリーブを行うものとする。ただし、十六値振幅位相変調又は八相位相変調以外の変調方式が割り当てられたスロットに対してはインターリーブを行わない。インターリーバの書き込み及び読み出しについては、以下のとおりとする。

⑴十六値振幅位相変調

スロットは11220行×４列の行列構造のインターリーバに列方向の順に書き込まれ、行方向の順に読み出される。ＭＳＢは符号化率61／120以上の場合は先に読み出され、符号化率が49／120以下の場合は４番目に読み出される。



ビットインターリーブ（符号化率 61／120 以上）



ビットインターリーブ（符号化率 49／120 以下の場合）

⑵八相位相変調

スロットは14960行×３列の行列構造のインターリーバに列方向の順に書き込まれ、行方向に順に読み出される。ＭＳＢは符号化率61／120以上の場合は先に読み出され、符号化率が49／120以下の場合は３番目に読み出される。